

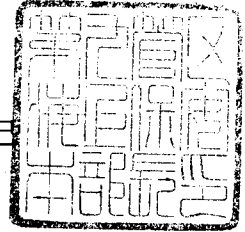
第九管区海上保安本部 公示 第 17 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 3 年 4 月 22 日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



常願寺川河口部の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
住 所 富山県富山市奥田新町 2 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 常願寺川河口部（付図に示すとおり）
期 間 令和 3 年 4 月 26 日から令和 3 年 5 月 31 日までのうち 5 日間

3 水路測量の実施方法

G N S S により測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。

